

2026年4月14日

MKホールディングス株式会社による三国商事株式会社株式に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

アイ・シグマ・キャピタル株式会社

MKホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年2月27日、三国商事株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年3月2日より本公開買付けを実施しておりましたが、下記のとおり、本公開買付けが2026年4月13日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

名称：MKホールディングス株式会社

所在地：東京都千代田区大手町一丁目5番1号

（2）対象者の名称

三国商事株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,970,158（株）	3,980,000（株）	－（株）

（注1）本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（3,980,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,980,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である5,970,158株を記載しております。当該最大数は、対象者の株主名簿に記載された2026年1月30日現在の対象者の発行済株式総数（6,000,000株）から同日現在対象者が所有する自己株式数（29,842株）を控除した株式数（5,970,158株）です。

（注3）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。そのため、対象者は、公開買付け期間中に単元未満株式を有する株主による名義書換請求権の行使を制限する対象者の定款規定を削除したとのことです。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2026年3月2日(月曜日)から2026年4月13日(月曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金605円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,980,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(5,177,193株)が買付予定数の下限(3,980,000株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、2026年4月14日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	5,177,193株	5,177,193株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券()	—株	—株
株券等預託証券()	—株	—株
合計	5,177,193株	5,177,193株
(潜在株券等の数の合計)	(—株)	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	5,177個	(買付け等後における株券等所有割合 86.72%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)

対象者の総株主の議決権の数	5,933 個	
---------------	---------	--

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2025年12月25日に提出した第111期中半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の株主名簿に記載された2026年1月30日現在の対象者の発行済株式総数(6,000,000株)から同日現在対象者が所有する自己株式(29,842株)を控除した株式数(5,970,158株)に係る議決権の数(5,970個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ② 決済の開始日

2026年5月25日(月曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合にはその常任代理人)宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いいたします。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。具体的には、公開買付者は、必要に応じて公開買付代理人を通じて(i)公開買付期間終了後直ちに応募株券等の総数を確定し、本公開買付けによる買付け等の対象となる株券等に係る「株式名義書換請求書」(応募株主等により、株主名簿管理人から発行される株主の所有株式数等を証明する「所有株式数証明書」に記載されている株主名及び住所が記載され、届出印が押印された(応募株主等が届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印を、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書(交付日から6か月以内の原本。なお、当該印鑑証明書と対象者の株主名簿に記載された住所・氏名が一致している必要があります。))を添付した)ものを、対象者の株主名簿管理人に対して交付し、(ii)株主名簿管理人から、当該名義書換が完了した旨の通知を受けて、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を確認した後、(iii)名義書換が完了した応募株主等を対象として、上記「② 決済の開始日」に記載の日に決済を開始します。なお、応募株主等が公開買付代理人に提出した「公開買付応募申込書」、「所有株式数証明書」及び「株式名義書換請求書」に不備があり、上記「② 決済の開始日」に記載の日までに株主名簿管理人にて名義書換の完了が確認できない場合には、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行わない

ため、当該応募株主等を対象とした決済は開始されません。

また、応募株主等から公開買付者に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る権利が移転する時点（上記(ii)の名義書換が完了した時点）と応募株主等に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る売却代金の支払いが開始される時点との間に、一定の時間を要する可能性があります。対象者が非上場会社であり、かつ株券発行会社ではないことに伴い必要となる事務処理に要する時間に起因するものです。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、公開買付者が2026年3月2日付で提出した本公開買付けに係る公開買付届出書に記載の内容から変更はございません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

MKホールディングス株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

以 上